

修正箇所一覧表

頁	該当箇所	備考																																								
<p>P11 第1章 第5節 仙台市の概況と災害想定</p>	<p>1. 仙台市の概況 (1)～(4) (略)</p> <p>(5) 人口動向 ア 本市の人口 (略)</p> <p style="text-align: center;">表 1.5-3 仙台市の人口</p> <table border="1" data-bbox="730 688 1438 1151"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>数・割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人口(H28)</td> <td>1,059 千人</td> </tr> <tr> <td>5歳未満</td> <td>4.3%</td> </tr> <tr> <td>5～19歳</td> <td>13.3%</td> </tr> <tr> <td>20～39歳</td> <td>26.0%</td> </tr> <tr> <td>40～64歳</td> <td>34.1%</td> </tr> <tr> <td>65歳以上</td> <td>22.4%</td> </tr> <tr> <td>外国人住民</td> <td>12,157 人</td> </tr> <tr> <td>女川原発から50km圏内の人口(H17)</td> <td>65,634 人</td> </tr> <tr> <td>宮城野区</td> <td>63,595 人</td> </tr> <tr> <td>若林区</td> <td>2,039 人</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">出所) 人口総数, 外国人住民人口は平成28年12月1日現在の住民基本台帳人口, 年齢別人口は平成28年10月1日現在の住民基本台帳人口。 女川原発からの50km圏内の人口は平成17年国勢調査に基づく原子力規制委員会作成資料</p> <p>イ 市外からの来訪者数等 本市の昼夜間人口比率は107.3106.1%であり, 市外からの就業者が103,746105,503人, 市外からの通学者が24,13623,324人と多くの来訪者がいる。さらに, 年間で2千万人程度の観光客が本市を訪れており, 三大まつり(仙台・青葉まつり, 仙台七夕まつり, SENDAI光のページェント)は合計で6百万人程度の人出数がある。 防災対策を行う上で, これらの来訪者を考慮する必要がある。</p> <p style="text-align: center;">表 1.5-4 仙台市の昼夜間人口比率(平成2227年度)</p> <table border="1" data-bbox="730 1668 1438 1834"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>数・割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昼夜間人口比率</td> <td>107.3106.1%</td> </tr> <tr> <td>市外からの就業者(15歳以上)</td> <td>103,746105,503 人</td> </tr> <tr> <td>市外からの通学者</td> <td>24,13623,324 人</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">注1) 就業も通学もしている人は就業者に含む。 出所) 平成2227年国勢調査</p> <p style="text-align: center;">表 1.5-5 仙台市への観光客と三大まつりの人出数(平成2728年)</p> <table border="1" data-bbox="730 1994 1438 2202"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>観光客</td> <td>22,20422,147 千人</td> </tr> <tr> <td>SENDAI光のページェント</td> <td>2,0102,750 千人</td> </tr> <tr> <td>仙台七夕まつり</td> <td>2,1772,283 千人</td> </tr> <tr> <td>仙台・青葉まつり</td> <td>960 千人</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">出所) 仙台市文化観光局観光課資料</p>	項目	数・割合	人口(H28)	1,059 千人	5歳未満	4.3%	5～19歳	13.3%	20～39歳	26.0%	40～64歳	34.1%	65歳以上	22.4%	外国人住民	12,157 人	女川原発から50km圏内の人口(H17)	65,634 人	宮城野区	63,595 人	若林区	2,039 人	項目	数・割合	昼夜間人口比率	107.3 106.1%	市外からの就業者(15歳以上)	103,746 105,503 人	市外からの通学者	24,136 23,324 人	項目	数	観光客	22,204 22,147 千人	SENDAI光のページェント	2,010 2,750 千人	仙台七夕まつり	2,177 2,283 千人	仙台・青葉まつり	960 千人	<p>時点更新</p>
項目	数・割合																																									
人口(H28)	1,059 千人																																									
5歳未満	4.3%																																									
5～19歳	13.3%																																									
20～39歳	26.0%																																									
40～64歳	34.1%																																									
65歳以上	22.4%																																									
外国人住民	12,157 人																																									
女川原発から50km圏内の人口(H17)	65,634 人																																									
宮城野区	63,595 人																																									
若林区	2,039 人																																									
項目	数・割合																																									
昼夜間人口比率	107.3 106.1%																																									
市外からの就業者(15歳以上)	103,746 105,503 人																																									
市外からの通学者	24,136 23,324 人																																									
項目	数																																									
観光客	22,204 22,147 千人																																									
SENDAI光のページェント	2,010 2,750 千人																																									
仙台七夕まつり	2,177 2,283 千人																																									
仙台・青葉まつり	960 千人																																									
<p>P20 第1章 第6節 各主体の役割と業務大綱</p>	<p>4. 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="556 2368 1612 2632"> <tr> <td style="width: 30%;"> 独立行政法人 国立病院機構 (本部北海道東北 ブロック事務所 北海道東北グループ) </td> <td> 1 災害時における独立行政法人国立病院機構の医療、並びに災害医療班の編成, 連絡調整並びに及び派遣の支援に関すること 2 広域災害における独立行政法人国立病院機構からの災害医療班の派遣及び輸送手段の確保の支援に関すること 3 災害時における独立行政法人国立病院機構の被災情報収集, 通報に関すること 4 独立行政法人国立病院機構の災害予防計画, 災害応急対策計画, 災害復旧計画等の支援に関すること </td> </tr> </table>	独立行政法人 国立病院機構 (本部北海道東北 ブロック事務所 北海道東北グループ)	1 災害時における独立行政法人国立病院機構の医療 、並びに 災害医療班の編成, 連絡調整 並びに及び 派遣の支援に関すること 2 広域災害における独立行政法人国立病院機構からの災害医療班の派遣及び輸送手段の確保の支援に関すること 3 災害時における独立行政法人国立病院機構の被災情報収集, 通報に関すること 4 独立行政法人国立病院機構の災害予防計画, 災害応急対策計画, 災害復旧計画等の支援に関すること	<p>記載の適正化 指定公共機関の追加</p>																																						
独立行政法人 国立病院機構 (本部北海道東北 ブロック事務所 北海道東北グループ)	1 災害時における独立行政法人国立病院機構の医療 、並びに 災害医療班の編成, 連絡調整 並びに及び 派遣の支援に関すること 2 広域災害における独立行政法人国立病院機構からの災害医療班の派遣及び輸送手段の確保の支援に関すること 3 災害時における独立行政法人国立病院機構の被災情報収集, 通報に関すること 4 独立行政法人国立病院機構の災害予防計画, 災害応急対策計画, 災害復旧計画等の支援に関すること																																									

			<p><u>1 災害時における独立行政法人地域医療機能推進機構の医療並びに災害医療班の編成、連絡調整及び派遣の支援に関すること</u></p> <p><u>2 広域災害における独立行政法人地域医療機能推進機構からの災害医療班の派遣及び輸送手段の確保の支援に関すること</u></p> <p><u>3 災害時における独立行政法人地域医療機能推進機構の被災情報収集、通報に関すること</u></p> <p><u>4 独立行政法人地域医療機能推進機構の災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画等の支援に関すること</u></p>	
--	--	--	---	--

P51 第2章 第3節 環境モニタリング	<p>2. 事故発生後の対応</p> <p>(1) ア～ウ (略)</p> <p>表 2.3-2 飲食物に係るスクリーニング基準（原子力災害対策指針）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基準の概要</th> <th>初期設定値</th> <th>防護措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>OIL6による飲食物の摂取制限（第6節飲食物の安全確保参照）を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準</td> <td>0.5μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)</td> <td>数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) Sv：シーベルト。人が放射線を浴びた時の影響度を示す単位。 出所)「原子力災害対策指針」(平成29年 9月 25日全部改正) 原子力規制委員会</p>	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要	OIL6による飲食物の摂取制限（第6節飲食物の安全確保参照）を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。	時点更新
基準の概要	初期設定値	防護措置の概要						
OIL6による飲食物の摂取制限（第6節飲食物の安全確保参照）を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。						

P54 第2章 第4節 退避・避難・避難受入れ	<p>1. 平時の備え</p> <p>1-1. 市民・来訪者の退避・避難</p> <p>(1) <u>市民・来訪者の屋内退避・一時移転等に関する基準計画の策定</u></p> <p>本市は、女川原発から30km圏外に位置し、本市の市民が至急の避難を必要とする事態に至る可能性は高くないと想定され（第1章第5節2.災害想定 参照）、放射性物質の大量放出に至った場合の屋内退避の実施が基本となり、事故の規模や気象条件によっては一時移転を一週間程度内に実施することが必要になると考えられる。</p> <p>市は、国の指針や県の計画を踏まえ、来訪者等の一時滞在施設や市民の一時移転の避難施設の選定を含め、市民と来訪者を対象とした屋内退避、一時移転を実施するための屋内退避・一時移転計画を策定する。その際、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効であることや、気象条件によっては屋内退避が長期化する可能性があることを踏まえた食料等の備蓄等が求められることに配慮するものとする。</p> <p>表 2.4-1 避難等に関する基準（原子力災害対策指針）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基準の概要</th> <th>初期設定値</th> <th>防護措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準（OIL1）</td> <td>500μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)</td> <td>数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。 (移動が困難な者の一時屋内退避を含む)</td> </tr> <tr> <td>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準（OIL2）</td> <td>20μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)</td> <td>1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) Sv：シーベルト。人が放射線を浴びた時の影響度を示す単位。 出所)「原子力災害対策指針」(平成29年 9月 25日全部改正) 原子力規制委員会</p> <p>(2) <u>屋内退避の基本的考え方</u></p> <p><u>屋内退避とは、自宅等の屋内に退避し、呼吸及び経口摂取による放射性物質の体内への取り込みを抑制するとともに、屋外の放射性物質からの放射線を遮へいすることにより被ばくの低減を図る防護措置である。</u></p> <p><u>屋内退避を実施する際の市からの発令は以下に示すとおりである。</u></p> <p><u>ア 屋内退避の準備</u></p> <p><u>屋内退避が指示された際に迅速かつ確に実施するため、市民・来訪者に不要不急の外出を控え、ガムテープ等による窓の目張りや換気扇の停止などによる建物の気密性の確保、食料等の備蓄物資の用意や、今後の情報収集について注意を促すなど、屋内に留まる準備を開始すべき段階であることを知らせる。</u></p> <p><u>イ 屋内退避の指示</u></p> <p><u>被ばくの危険が目前に切迫している場合等に発するものであり、市民・来訪者に屋内退避等の安全確保措置をとらせる。</u></p>	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準（OIL1）	500μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。 (移動が困難な者の一時屋内退避を含む)	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準（OIL2）	20μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。	<p>決定事項に基づく修正</p> <p>時点更新</p>
基準の概要	初期設定値	防護措置の概要									
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準（OIL1）	500μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。 (移動が困難な者の一時屋内退避を含む)									
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準（OIL2）	20μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。									

	<p>(3) <u>一時移転の基本的考え方</u></p> <p><u>一時移転とは、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域であるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一週間程度内に当該地域から離れるために実施する防護措置である。</u></p> <p><u>一時移転を実施する際の市からの発令は以下に示すとおりである。</u></p> <p>ア 一時移転の準備</p> <p><u>一時移転の指示に基づく避難行動等を迅速かつ的確に実施するため、市は移転対象地域、移転先、移転経路や方法等の確認・調整、避難所の開設、避難者の収容準備を行うとともに、市民に物資の用意など移転の準備や今後の情報収集について注意を促す。</u></p> <p>イ 一時移転の指示</p> <p><u>日常生活の継続による被ばくの危険を避けるために発するものであり、対象者を一時移転のために立ち退かせる。</u></p> <p>(24) <u>地域住民の屋内退避・災害時要援護者等の一時移転支援体制等の整備</u></p> <p>ア 地域住民の屋内退避・災害時要援護者等の一時移転支援体制の確保</p> <p>屋内退避の場合には、自宅や学校、勤務先、帰宅困難者の一時滞在施設等に入り、一定の時間留まっていることが必要になることから、障害者や高齢者、妊産婦・乳幼児のいる家庭、外国人等については、安否確認と必要な情報を迅速かつ的確に伝えることが必要となる。</p> <p>一時移転の場合には、自力避難が困難な災害時要援護者等を、避難施設に移送することが必要となる。</p> <p>市は、災害時要援護者避難支援プラン等により平時より町内会等の地域団体等の協力を得ながら、地域住民の屋内退避や災害時要援護者等の一時移転の実施を支援する体制の確保を進め、屋内退避・一時移転計画に反映させることとする。</p> <p>イ 災害時要援護者等の支援者の被ばく対策実施体制の整備</p> <p>市は、災害時要援護者等の支援者の安全を確保するため、防護対策や被ばく管理等の被ばく対策を実施する体制等をあらかじめ定める。(第5節 被ばく対策 1.平時の備え (5)災害時要援護者の支援者及び防災業務に従事する職員等の被ばく対策実施体制の整備 参照)</p> <p>また、対策に必要な資機材の調達、備蓄等を行う。(第8節 資材調達・備蓄・ロジスティクス 1.資機材の配備 (6)災害時要援護者等の支援者及び防災業務に従事する職員等の安全確保のための資機材の配備 参照)</p> <p>(25) <u>学校等施設における屋内退避実施体制の確保</u></p> <p>学校等施設の管理者は、県又は市と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生(以下、「生徒等」という。)の安全を確保するため、生徒等の屋内退避を実施する体制の確保を進めることとする。</p> <p>また、市は、県と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関してあらかじめルールづくりを努めるものとする。</p> <p><u>学校等施設の活動中に屋内退避の準備が発令された場合、管理者は保護者に連絡し、生徒等を引き渡す。</u></p> <p><u>屋内退避が指示された時点でまだ保護者への引渡しがされていない生徒等がいる場合は、学校等施設にて屋内退避を実施する。その後屋内退避の指示が解除された時点から保護者への引渡しを行う。</u></p>	
<p>P56 第2章 第4節 退避・避難・避難受入れ</p>	<p>2. 事故発生後の対応</p> <p>2-1. 市民・来訪者の退避・避難</p> <p>(1) <u>屋内退避実施前の対応</u></p> <p>ア 災害対策活動体制の構築</p> <p><u>市は、東北電力から警戒事態に相当する事象の発生について通報連絡を受けた場合、応急対策を行うための防災組織体制をもって対処する。(第1章 第8節 1. 災害対策活動体制 参照)</u></p> <p>イ 空間放射線量の把握</p> <p><u>市は、東北電力から施設敷地緊急事態に相当する事象の発生について通報連絡を受けた場合、緊急時モニタリングの準備を行うとともに、モニタリングポストの監視を強化する。(第3節 2. 事故発生後の対応 (1) 緊急時モニタリングの実施 参照)</u></p> <p>ウ 屋内退避指示等の発令判断に係る情報収集</p> <p><u>市は、多様な手段を用いて国、県、その他関係機関が保有する情報を収集し、事態の推移の把握に努める。(第1節 2. 事故発生後の対応 (3) 情報収集の実施 参照)</u></p>	<p>決定事項に基づく修正</p>

(42) 屋内退避等の実施

ア 屋内退避の準備体制の発令（施設敷地緊急事態又は全面緊急事態の発生段階）

市は、東北電力から施設敷地緊急事態又は全面緊急事態に相当する事象の発生について通報連絡を受けた場合、又はその他の方法により情報を入手した場合、~~あるいは環境モニタリング結果より判断した場合、屋内退避・一時移転計画に基づき、屋内退避の実施に関する情報提供等の準備及び市民等への注意喚起を行う~~屋内退避の準備を発令するし（災害警戒本部長、災害対策本部長）、第2節の情報伝達体制により市民に伝達する。

市民は、建物の気密性の確保や食料等の備蓄物資の準備を行い、屋内退避に備える。

なお、屋内退避の指示が~~発令~~された場合、又は原子力施設に関わる全ての緊急事態が解除された場合に、~~この体制~~屋内退避の準備を解除する。

イ 屋内退避の指示の発令（放射性物質大量放出の段階）

市は、全面緊急事態の発生後、放射性物質の大量放出に至り、国又は県から屋内退避の指示を受けた場合、又はプルームの影響が及ぶ可能性が高いと本市が判断した場合、~~屋内退避・一時移転計画に基づき、必要に応じて気象情報等国、県、市のモニタリングの結果や専門家の意見等を踏まえより地域をの特定しを行い、第2節の情報伝達体制により、~~屋内退避を指示するし（災害対策本部長）、第2節の情報伝達体制により市民に伝達するとともに、~~地域団体等に対して災害時要援護者等の支援活動の開始を要請する。~~

市民は、自宅等への退避を基本とし、地震等の自然災害の発生により自宅等への退避が困難な場合は、開設されている指定避難所へ退避する。

また、観光客等の来訪者については、自然災害と同様とし、帰宅困難者用の避難施設等で屋内退避を行う。

ウ 屋内退避の解除

市は、国又は県の指示を受けた場合、あるいは市として対策の継続を不要と判断した場合、屋内退避の指示の解除を関係機関及び市民に対して伝達し、必要な措置を講ずる。

ウ (3) 一時移転の実施（プルーム通過後の段階）

ア 一時移転の準備の発令

市は、プルーム通過後、~~第3節国、県、市~~の緊急時モニタリングの結果、表2.4-1に示す一時移転の実施を判断する基準（OIL2）を超える空間放射線量が計測された場合に、~~国及び県と連携しながら緊急時モニタリングの結果等から地域の特定を行い、一時移転の準備を発令し（災害対策本部長）、第2節の情報伝達体制により市民に伝達する~~屋内退避・一時移転計画に基づき、~~国及び県と連携し、一時移転対象地区を特定するとともに、すみやかに当該地区の一時移転を実施する。その際、地域団体等の協力のもと、自力避難の困難な災害時要援護者等の移送を実施する。また、一時移転を実施した市民等について被災地住民登録票等様式に記録する（2.3.その他参照）。~~

市民は、持ち出す物資のとりまとめを行うなど、一時移転の準備を行う。

イ 一時移転の指示の発令

市は、国又は県から一時移転の指示を受けた場合、又は国、県、市の緊急時モニタリングの結果、表2.4-1に示す一時移転の実施を判断する基準（OIL2）を超える空間放射線量が1日以上継続して計測された場合に、~~国及び県と連携しながら緊急時モニタリングの結果等から地域の特定を行い、一時移転の指示を発令し（災害対策本部長）、第2節の情報伝達体制により市民に伝達する。~~

市民は、市から指示された移転先へ、自家用車又は公共交通機関を活用し、一時移転する。

移動手段がない市民や、自力避難が困難な災害時要援護者等は、国、県又は市が準備する交通手段により一時移転する。

(4) 一時移転先

ア 市内での移転の場合

市内で移転を行う場合、市は、市内の空間放射線量率の低い地域から指定避難所を選定し、一時移転を指示する。

~~(2)~~イ 市域を越えた避難市外への移転の実施場合

市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、~~管轄する区域外の広域的な市外への移転~~避難が必要であると判断した場合、~~県内の他の市町村と協議し、県外での受け入れが必要な場合は~~移転先について県と協議する。

(45) 災害時要援護者等の支援者の被ばく対策の実施

市は、あらかじめ定めた体制等により、関係法令等に基づき、災害時要援護者等の支援者に適切な防護措置を講ずるとともに、適切な被ばく線量管理を行う。（第5節 被ばく対策 2.事故発生後の対応 (5)災害時要援護者の支援者及び防災業務に従事する職員等の被ばく対策の実施 参

照)

(46) 一時移転対象地区地域等の見直し

市は、国及び県と協議のうえ、状況に応じて一時移転の対象地区地域等を見直す。避難所生活の長期化を回避するため、仮設住宅の供給等、他市町からの避難者を含めた市内の避難者の生活基盤の確保に努める。

(67) 一時移転対象地区地域等の解除

市は、国又は県の指示を受けた場合、あるいは市として対策の継続を不要と判断した場合、市は屋内退避一時移転等の指示の解除を関係機関及び市民に対して伝達し、必要な措置を講ずる。

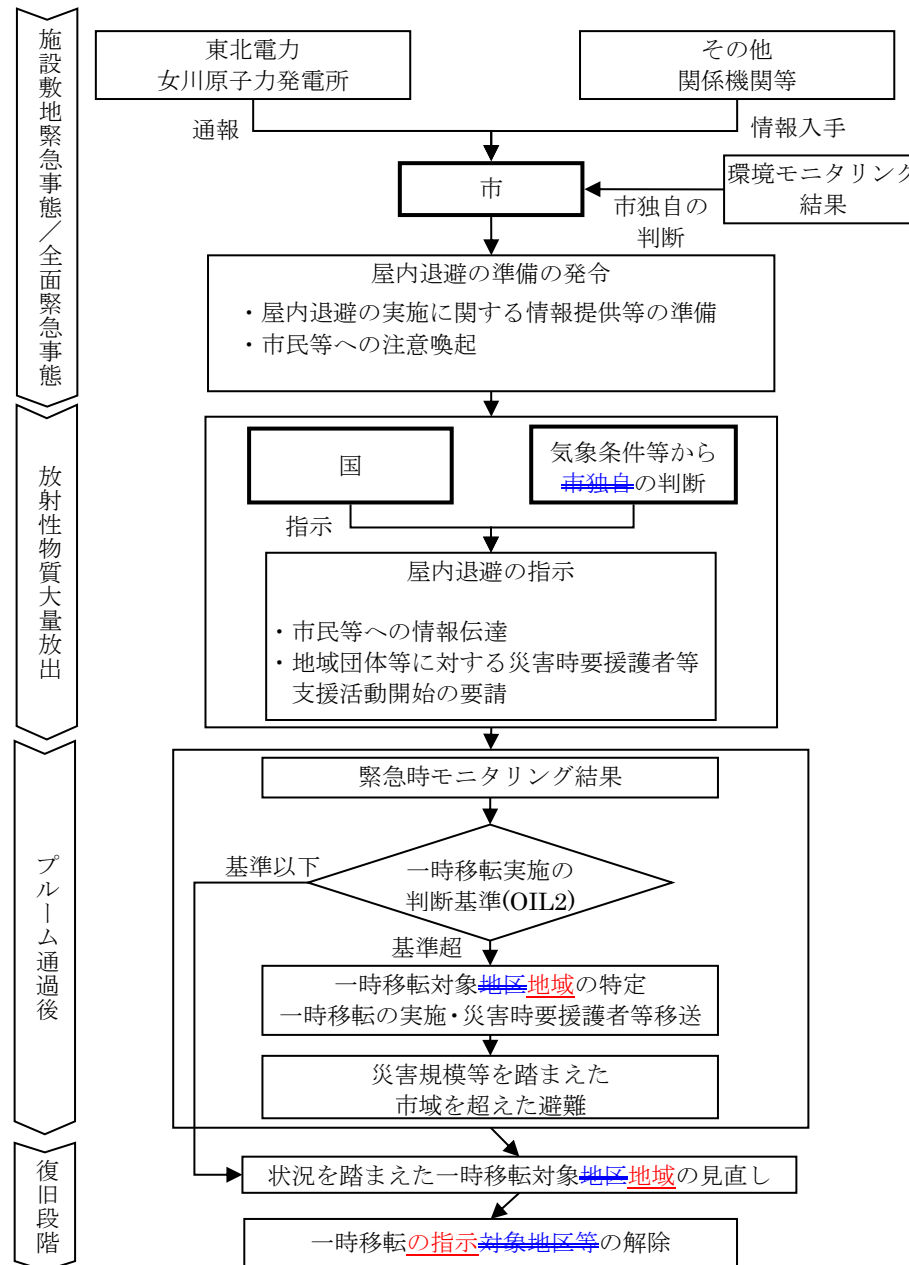


図 2.4-1 事故発生後の屋内退避・一時移転等の情報伝達フロー

2-2. 他市からの避難の受け入れ (略)

2-3. その他

(1) ~ (3) (略)

(4) 治安の確保及び火災の予防

市は、市民等の屋内退避や一時移転、及び他市からの避難受け入れ実施後の本市域の治安の確保について宮城県警察本部と協議し、万全を期すものとする。特に、一時移転を実施した地区地域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、盗難等の各種犯罪の未然防止に努めるとともに、国及び県と協力のうえ、火災予防に努めるものとする。

<p>P62 第2章 第5節 被ばく対策</p>	<p>1. 平時の備え (1) ~ (2) (略)</p> <p>表 2.5-1 身体の除染を講じるための基準（原子力災害対策指針）</p> <table border="1" data-bbox="554 231 1617 522"> <thead> <tr> <th>基準の概要</th> <th>初期設定値</th> <th>防護措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">不注意な経口摂取，皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため，除染を講じるための基準（OIL4）</td> <td>B線：40,000cpm （皮膚から数cmでの検出器の計数率）</td> <td rowspan="2">避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して，基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。</td> </tr> <tr> <td>B線：13,000cpm【1ヶ月後の値】 （皮膚から数cmでの検出器の計数率）</td> </tr> </tbody> </table> <p>注）cpm：カウント・パー・ミニット（count per minute）。放射線測定機に1分間に入ってきた放射線の数を計測したもの。</p> <p>出所）「原子力災害対策指針」（平成29年37月225日全部改正）原子力規制委員会</p>	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要	不注意な経口摂取，皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため，除染を講じるための基準（OIL4）	B線：40,000cpm （皮膚から数cmでの検出器の計数率）	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して，基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。	B線：13,000cpm【1ヶ月後の値】 （皮膚から数cmでの検出器の計数率）	<p>時点更新</p>															
基準の概要	初期設定値	防護措置の概要																						
不注意な経口摂取，皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため，除染を講じるための基準（OIL4）	B線：40,000cpm （皮膚から数cmでの検出器の計数率）	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して，基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。																						
	B線：13,000cpm【1ヶ月後の値】 （皮膚から数cmでの検出器の計数率）																							
<p>P62 第2章 第6節 飲食物の安全確保</p>	<p>1. 平時の備え (1) (略)</p> <p>表 2.6-1 事故発生時の飲食物の摂取を制限する際の基準（原子力災害対策指針）</p> <table border="1" data-bbox="541 834 1627 1145"> <thead> <tr> <th>基準の概要</th> <th colspan="3">初期設定値</th> <th>防護措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">経口摂取による被ばく影響を防止するため，飲食物の摂取を制限する際の基準（OIL6）</td> <td>核種</td> <td>飲料水 牛乳・乳製品</td> <td>野菜類，穀類，肉， 卵，魚，その他</td> <td rowspan="5">1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い，基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。</td> </tr> <tr> <td>放射性ヨウ素</td> <td>300Bq/kg</td> <td>2,000Bq/kg</td> </tr> <tr> <td>放射性セシウム</td> <td>200Bq/kg</td> <td>500Bq/kg</td> </tr> <tr> <td>プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種</td> <td>1Bq/kg</td> <td>10Bq/kg</td> </tr> <tr> <td>ウラン</td> <td>20Bq/kg</td> <td>100Bq/kg</td> </tr> </tbody> </table> <p>注）Bq：ベクレル。放射性物質が放射線を出す能力（放射能）の強さ又は量を表す。</p> <p>出所）「原子力災害対策指針」（平成29年37月225日全部改正）原子力規制委員会</p>	基準の概要	初期設定値			防護措置の概要	経口摂取による被ばく影響を防止するため，飲食物の摂取を制限する際の基準（OIL6）	核種	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類，穀類，肉， 卵，魚，その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い，基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。	放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg	放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	<p>時点更新</p>
基準の概要	初期設定値			防護措置の概要																				
経口摂取による被ばく影響を防止するため，飲食物の摂取を制限する際の基準（OIL6）	核種	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類，穀類，肉， 卵，魚，その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い，基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。																				
	放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg																					
	放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg																					
	プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg																					
	ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg																					
<p>P71 第2章 第8節 資材調達・備蓄・ロジスティクス</p>	<p>1. 資機材の配備 (1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 安定ヨウ素剤の調達・備蓄</p> <p>放射性ヨウ素は，身体に取り込まれると甲状腺に集積し，数年から十数年後に甲状腺がん等を発生させる可能性がある。このような内部被ばくの影響は，安定ヨウ素剤をあらかじめ服用することで低減することが可能である。</p> <p>市は，国の指針を踏まえ，対象人数を推計のうえ，安定ヨウ素剤を調達し，屋内退避・一時移転の計画及び安定ヨウ素剤配備・運用計画に基づき備蓄する。また，備蓄する場合には，安定ヨウ素剤の使用期限にも留意し，適切に維持・管理を行う。</p>	<p>記載の適正化</p>																						
<p>P75 事故発生後の原子力災害対策のフロー</p>		<p>決定事項に基づく修正</p>																						